

高齢者在宅福祉サービス



問 長寿介護課 長寿係 ☎95-0150

| サービス名 | 対象者 | サービスの内容 | 利用者負担 | 備考 |
|---------------|---|---|---------------------------|----------------------------|
| 福祉電話貸 | おおむね65歳以上の一人暮らしの人で、市民税非課税で電話(携帯電話を含む)を6か月以上有しない人 | 緊急時の連絡手段を確保するために電話を貸与します。 | 通話料 | |
| 緊急通報装置設置 | 次のいずれかに該当する人 ①おおむね65歳以上の一人暮らしの人 ②おおむね65歳以上の人で、同居者が障がい者である等、緊急時の対応が困難な者 ③要介護認定を受けている人で昼間、夜間長時間にわたり独居となる人 ④おおむね65歳以上の者で、その同居者が入院等のため実態がひとり暮らしとなる者 | ボタンを押すだけで、緊急時の連絡調整ができる装置を電話に取り付けます。 | 通話料 | |
| 日常生活用具給付 | 【火災警報器・自動消火器】おおむね65歳以上のねたきりの人または一人暮らしの低所得者 【電磁調理器】おおむね65歳以上で心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な一人暮らしの低所得者 | 低所得で一人暮らしの高齢者等が安全に暮らせるよう、火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付します。 | 生計中心者の市民税課税額に応じて異なります。 | 心身の状態等の調査を受ける必要があります。 |
| 寝具洗濯・乾燥サービス | 次のいずれかに該当する人 ①おおむね65歳以上の介護保険の要介護4~5の人 ②おおむね65歳以上の一人暮らしの人 | 年4回(5月・8月・11月・2月) 敷布団・掛布団・毛布各1枚の洗濯、乾燥をします。 | なし | 申込みの日程は実施月の前月号の広報でお知らせします。 |
| 宅配給食サービス | 次のいずれかに該当する調理が困難で、配食サービスを利用することが必要であると認められる人 ①おおむね65歳以上の一人暮らしの人 ②おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の人 | 必要と認められる場合、週1~7回昼食または夕食(普通食・おかゆ食・刻み食・糖尿病等の治療食)を届け、併せて安否確認を行います。 | 300円/食 | 心身の状態等の調査を受ける必要があります。 |
| 紙おむつ支給 | 日常生活上紙おむつ等を必要としている次のいずれかに該当する市民税非課税世帯の人 ①介護保険の要介護4~5の人 ②おおむね65歳以上の人で①に準ずる人 | 希望の紙おむつ等(11種類の内から選択)を毎月民生委員が支給します。 | なし | |
| 外出支援サービス | 次のすべてに該当する人 ②65歳以上の在宅の人 ③要介護1~5で、通常の自家用車や一般のタクシーを利用することが困難な人(ストレッチャー・車いす対応のタクシーを利用される人) ③自動車税または軽自動車税の減免を受けていない人 ④障害者福祉タクシー料金助成利用券の交付を受けていない人 | リフト付タクシー等の助成券を月3枚給付します。助成額は、大型車4,400円、普通車3,450円(身体障害者手帳または療育手帳所持者は大型車3,960円、普通車3,100円)を上限とします。 ※大型車は条件あり | タクシー料金と助成額との差額 | 原則1日に1枚の利用です。 |
| 徘徊高齢者位置情報サービス | 在宅で徘徊のある65歳以上の人(介護保険の認定を受けた40歳以上65歳未満の人を含みます。)を介護している人 | 位置情報端末を貸与します。高齢者に携帯させ、行方不明の際にサービス事業者に連絡すると現在地が確認できます。 | 位置情報料及び現場での捜索、連れ戻し等に要する費用 | |
| 訪問理美容サービス | おおむね65歳以上で介護保険の要介護4~5で在宅の人 | 自宅で理美容サービス(洗髪を除く)を行う場合の出張料を1回につき1,000円助成します。 | 理美容サービスに要する費用 | 1年度内に6回を限度に利用できます。 |
| ねたきり高齢者等介護手当 | 次のすべてに該当する高齢者を在宅で常時介護し、かつ、生計を一にしている人 ①65歳以上の要介護4~5で3か月以上介護を受けている人 ②前年の本人所得が200万円以下の人(介護している人の所得制限はありません。) | 月額3,000円(4月・8月・12月に前月分までを一括で支給します。) | なし | 入院・入所の場合を除きます。 |



| サービス名 | 対象者 | サービスの内容 | 利用者負担 | 備考 |
|-------------------------|---|---|-------|--|
| 住宅改善費補助金交付 | 介護保険の住宅改修費の給付を受けられる人 | 介護保険の住宅改修費の給付対象となる工事で、工事費が20万円を超える場合に、超えた工事費10万円(市民税非課税世帯等は15万円)を限度に、介護保険の負担割合に応じた費用を補助します。 | なし | 事前申請が必要です。 |
| 119 あんしん君(救急医療情報キット)の配布 | おおむね65歳以上で健康上不安のある人 | 急病等で救急車を呼んだ場合に、救急隊が適切な対応ができるよう、病歴や緊急連絡先等の情報を入れて冷蔵庫に保管するキットを配布します。 | なし | |
| 介護マーカーの配布 | 家族等を介護している人 | 「介護中」と書かれたネームプレートを配布します。(介護中であることを周囲に周知します。) | なし | |
| いまどこねっと | 徘徊のおそれのある認知症高齢者(若年性認知症者を含む) | 認知症の人が徘徊により行方不明となった場合に、いまどこねっとサポーターや関係機関にメールを配信し、捜索の協力を依頼します。 | なし | |
| 個人賠償責任保険 | いまどこねっとの登録者で加入を希望する人 | 認知症等の人が徘徊等により起きた鉄道事故等で損害を与えてしまった場合に、賠償金を補填するものです。 | なし | |
| 家具転倒防止推進事業 | 次のいずれかに該当する世帯で、家具転倒防止器具の取付けが困難であると認められる人 ①おおむね65歳以上の高齢者のみで生活する世帯 ②おおむね65歳以上の高齢者と障がい者等のみで生活する世帯 ③要介護4または要介護5の認定を受けている人が生活する世帯 ④身体障害者1級または2級の人が生活する世帯 ⑤知的障害者A判定の人が生活する世帯 ⑥精神障害者1級の人が生活する世帯 ⑦要支援者世帯(要支援者台帳登録世帯) | 市が配布している家具転倒防止器具の取付けを無料で行います。 | なし | 問 安心安全課 防災係 (☎95-0160) |
| 耐震シェルター等設置補助金交付 | 補助対象建築物に自ら居住しているものであって、次のいずれかに該当する人 ①申請時における年齢が満65歳以上である人 ②身体障害者手帳または要介護認定を受けた人等で、地震発生時に避難することが困難であると認められる人 | 市内の耐震性のない旧基準木造住宅に耐震シェルターを設置する者に対し、対象経費額を限度に補助します。(耐震シェルター上限30万円、防災ベッド上限15万円) | なし | 問 建築課 建築係 (☎95-0128) |

高齢者の相談窓口

◆地域包括支援センター(市内全域)

地域の高齢者の心身の健康と生活の向上のために、必要な支援を総合的に行う機関です。相談を幅広く受け付け、高齢者をサポートします。

| 名称 | 担当エリア小学校区 | 電話 |
|-----------------|----------------|----------|
| 知立市東部地域包括支援センター | 知立、来迎寺、ハツ田、知立東 | ☎82-8855 |
| 知立市西部地域包括支援センター | 知立西、猿渡、知立南 | ☎81-8880 |

◆在宅介護支援センター

高齢者や家族の方に医療や福祉の総合的情報を提供しています。

- ・ヴィラトピア知立在宅介護支援センター (☎83-2022)
- ・在宅介護支援センターほほえみの里 (☎85-2532)

